

保険料確定のお知らせ

の人)の確定後の納入通知書
知書を8月中旬に発送します。
決定したことにより、本年度
のです。



問い合わせ・相談先
**福祉健康課
介護保険係**
(内線260)

65歳以上の みなさんへ



● 介護保険料の算定の方法

介護保険料は、町県民税(住民税)の内容にもとづいて算定されるため、その年度の町県民税が決定されるまで(4月~7月)は前年度の町県民税の内容にて仮算定します。町県民税決定後、8月に今年度の保険料を算定し決定されます(本算定)。

特別徴収のかたについては、本算定後に年金天引き額の変更をするため、10月天引き分から変更になります。

14年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付方法	特別徴収 (年金から天引き)	仮算定期間						本算定期間					
	普通徴収 (納付書にて納付)	仮算定期間					本算定期間						

● 介護保険料の納め方

特別徴収

老齢(退職)年金が年額18万円(月額1万5,000円)以上の人

偶数月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に支払われる年金から2カ月分の保険料が天引きされます。

平成13年度中に65歳になった人は10月より特別徴収になる予定です。



普通徴収

老齢(退職)年金が年額18万円未満の人

老齢福祉年金、障害年金、遺族年金のみ受給している人

年度の途中で65歳になった人、他の市町村から転入してきた人

年度の途中で所得段階が変更になった人

町から送付される納付書により1年分を4月から翌年1月まで10期に分けて役場または金融機関で納めます。

納め忘れのない口座振替をお勧めします。

納入通知書と一緒に送付する口座振替依頼書で金融機関にてお申し込みください。